

深川市看護師修学資金貸付金 【募集案内】



看護師を目指す

あなたを深川市が応援します!

1 貸付対象者

貸付対象となる方は、令和2年度以降の入学者で、以下の(1)と(2)の両方の条件を満たす方

(1) 次のいずれかに該当する方

保健師助産師看護師法第21条の規定に基づく、

ア 文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)において、看護師になるのに必要な学科を修めようとする方

イ 文部科学大臣の指定した学校において、3年以上看護師になるのに必要な学科を修めようとする方

ウ 都道府県知事の指定した看護師養成所において、看護師になるのに必要な学科を修めようとする方

(2) 看護師養成所等を卒業した翌年度に、看護師として深川市立病院の職員となることを志望する方

2 貸付金額

貸付金額は、次の2通りから選択(月額が申請者が指定)していただきます。

(1)月額40,000円以内 (2)月額40,000円を超え70,000円以内 ※貸付は無利子

3 貸付期間

貸付が決定した年度の4月から、看護師養成所等における正規の修学期間まで



4 返還の免除

深川市立病院に看護師として一定期間(返還免除の条件に示す期間)勤務した場合、貸付金の返還を免除します。

在学する学校等	貸付期間	貸付金額	返還免除の条件
3年制の学校・ 看護師養成所	3年間 (36カ月)	月額4万円以内	深川市立病院に3年間勤務
		月額4万円を超え7万円以内	深川市立病院に5年間勤務
4年制の大学	4年間 (48カ月)	月額4万円以内	深川市立病院に4年間勤務
		月額4万円を超え7万円以内	深川市立病院に7年間勤務

上記の期間 勤務されると

全額を返還免除します!

5 申請書類等

- (1) 深川市看護師修学資金貸付申請書(別記様式第1号)
- (2) 誓約書(別記様式第2号)
- (3) 申請者の戸籍謄本
- (4) 在学証明書
- (5) 保証人の納税証明書及び印鑑証明書

6 申請・受付期間

4月1日から4月30日【必着】

7 募集人数

若干名

8 提出方法

持参の場合は、午前8時30分～午後5時まで（但し、土・日曜日・祝日を除く平日）

郵送の場合は、簡易書留で封筒に「深川市看護師修学資金貸付申請書在中」と朱書きしてください。

9 提出先

〒074-0006 深川市6条6番1号

深川市立病院 事務部管理課職員経理係 ☎0164-22-1101

10 保証人について

国内において、独立の生計を営む成年者2人が必要です。

申請者が未成年である場合は、保証人のうち1人は法定代理人（保護者など）としてください。

11 選考方法について

申請書類の審査、面接などにより決定します。

なお、貸付定員や予算に限りがありますので、申請すれば必ず貸付されるものではない事をご理解願います。

12 貸付（振込）について

貸付金は、その月分を毎月25日に申請者の指定する口座へ振込します。

なお、貸付が決定した年度は、4月・5月分の2か月分が5月に振込となります。

13 届出について ※届出書の様式が定められていますので、必要に応じてお問い合わせください。

修学資金の返還が終わるまでの間又は返還を免除されるときまでの間に、次のいずれかに該当する場合は届出していただく必要があります。

- (1) 保証人を変更する場合
- (2) 修学資金の貸付を受けた方及び保証人の住所又は氏名に変更が生じたとき
- (3) 貸付金額の増額又は減額の希望があるとき
- (4) 卒業、留年、休学、復学、退学又は停学の処分を受けたとき
- (5) 深川市立病院の看護師として勤務しなくなったとき

14 貸付の取り消しについて

次のいずれかに該当するときは、貸付を取消します。

- (1) 看護師養成所等を退学したとき
- (2) 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき
- (3) 傷い疾病、その他の事由により修学が困難であると認められるとき
- (4) 不品行等により修学資金の貸付を受ける者として適正でないと認められるとき
- (5) その他修学資金の貸付の目的を達成する見込がなくなったと認められるとき

なお、休学したときは、その期間中修学資金の貸付は休止します。

15 返還について

看護師養成所等を卒業した翌年度に深川市立病院の看護師として勤務しない場合又は看護師養成所等を退学した時は、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して、1か月以内に貸付金の全額を返還しなければなりません。

また、返還免除の条件として、4で定める一定の勤務期間の3分の2に相当する期間、深川市立病院の看護師として勤務したときは、貸付金の返還の一部を免除しますので、その場合は返還の免除としない残額を退職後1か月以内に返還しなければなりません。

16 その他

- (1) この修学資金貸付制度は、深川市看護師修学資金貸付条例及び深川市看護師修学資金貸付条例施行規則に基づき運用されています。
- (2) 申請書の提出に要する費用は、ご自身で負担願います。
- (3) 提出いただいた書類は、返還致しません。

17 お問い合わせ先

ご不明な点などありましたら、お気軽にご相談ください。

〒074-0006 深川市6条6番1号

深川市立病院 事務部管理課職員経理係

☎0164-22-1101

E-mail: kanri.hp@city.fukagawa.lg.jp